

## いわき市建設工事等に係る事後審査方式一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、入札参加資格を入札後に審査する事後審査方式一般競争入札の実施に関し、いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱(平成7年2月22日制定。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (入札参加資格の確認申請)

第2条 公告において定める入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)の審査は、入札参加資格のうち、要綱第3条第1号から第4号まで及び第5号アからエまでに定める事項並びに特定建設工事共同企業体の結成に係る事項(以下「入札日等審査資格」という。)については入札を執行する日までに、第5号オからキまでに定める事項(以下「入札後審査資格」という。)については入札を執行する日の翌日以降に行うものとする。

2 入札日等審査資格の審査は、入札に参加した者(特定建設工事共同企業体の結成に係る事項については、特定建設工事共同企業体で参加する者に限る。)について行うものとする。

3 入札の対象となる工事の積算に必要な仕様書及び図面等(以下「設計図書」という。)の調達の確認は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者で、かつ最低の入札金額を提示した者(総合評価方式による入札にあつては、評価値が最も高い者とする。以下「最低入札者等」という。)から入札金額の低い順(総合評価方式による入札にあつては、評価値が高い順とする。)に3者程度について行うものとする。

4 入札参加資格に入札後審査資格が含まれる場合は、前項において規定する設計図書の調達の確認を受けた者のうち、最低の入札金額を提示した者(以下「落札候補者」という。)について審査を行うものとする。

5 落札候補者が入札後審査資格を有することを確認した場合は、落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者が入札後審査資格を有しないことを確認した場合は、第3項の規定により設計図書の調達の確認を受けた者のうち、落札候補者の次に低い入札金額を提示した者の入札後審査資格を審査することとする。なお、入札後審査資格の審査は、審査すべき者がいる限り、落札者が決定するまで行うものとする。

6 入札参加資格に入札後審査資格が含まれない場合は、第3項の規定にかかわらず、最低入札者等の設計図書の調達の確認を行い、落札者とする。ただし、最低入札者等が設計図書を調達していることを確認できない場合は、最低入札者等の次に低い入札金額を提示した者(総合評価方式による入札にあつては、評価値が次に高い者とする。)の設計図書の調達を確認することとする。なお、設計図書の調達の確認は、確認すべき者がいる限り、落札者が決定するまで行うものとする。

7 入札後審査資格の審査に必要な書類は、要綱第5条第2項各号に掲げる書類のうち公告において指定するものとする。

### (確認結果の通知)

第3条 入札参加資格が入札日等審査資格のみの場合は、入札執行時に入札に参加した者に対し、口頭で通知するものとする。

2 入札参加資格に入札後審査資格が含まれる場合は、入札後審査資格の審査を受けた者に対し、次の

各号に定めるところにより通知する。

(1) 入札後審査資格を有することを確認した場合、速やかにいわき市財務規則（昭和 44 年いわき市規則第 17 号）第 123 条に規定する落札決定通知書（第 132 号様式）により通知する。

(2) 入札後審査資格を有しないことを確認した場合、当該資格を有しないとした理由等を記載した文書により通知する。

（準用）

第 4 条 工事以外の場合における事後審査方式一般競争入札については、第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

（補則）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 9 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 26 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 22 年 2 月 22 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。